



所得税・市県民税の申告内容が変わりました

今回の申告で、次の改正が適用されることになります。

(1)平成19年からの税源移譲によって、所得税は税率が4段階から6段階に細分化され、市県民税は一律10%となりました。

【所得税】		(改正前)	(改正後)	【市県民税】
課税所得	平成18年分税率	平成19年分税率	平成19年度税率	
195万円以下	10%	5%	一律10%	
195万円超～330万円以下		10%		
330万円超～695万円以下		20%		
695万円超～900万円以下	30%	23%		
900万円超～1,800万円以下		33%		
1,800万円超		40%		

(2)定率減税の廃止【所得税】 ※市県民税は平成19年度より廃止

平成19年分より定率減税は廃止されました。

(3)年齢65歳以上の方に対する非課税措置廃止による経過措置期間の満了【市県民税】

前年の合計所得が125万円以下で、かつ平成17年1月1日時点で年齢65歳以上であった方に対する、非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

【平成18年度 市県民税 1/3課税】⇒【平成19年度 市県民税 2/3課税】⇒【平成20年度 市県民税 全額課税】

(4)損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されました。【所得税・市県民税】

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されました。

地震保険料控除	控除内容	控除限度額 ()内は市県民税分
○対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料	地震保険料契約に関する保険料	50,000円 (25,000円)
	【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。 ※短期損害保険料控除は適用外となりました。	15,000円 (10,000円)
	地震保険料と長期損害保険がある場合	50,000円 (25,000円)

(5)所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について【所得税】

○住宅借入金等特別控除の特例

平成19年中に住宅の取得等をし、居住として使用しており、一定の要件を満たす場合、控除期間10年か、特例の控除期間15年、どちらかを選択できることになりました。

住宅借入金等の年末残高 (最高2,500万円)	控除期間	控除率	各年の控除限度額
住宅借入金等特別控除	10年	1～6年目 1.0%	25万円
		7～10年目 0.5%	12.5万円
住宅借入金等特別控除の特例	15年	1～10年目 0.6%	15万円
		11～15年目 0.4%	10万円

○特定増改築等住宅借入金等特別控除

平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間にバリアフリー改修工事を含む増改築工事を行い、居住として使用しており、一定の要件を満たす場合、控除できる制度が設けられました。

	住宅借入金等の 年末残高	控除 期間	控除 率	各年の 控除限度額
増改築工事費用	～1,000万円以下の部分まで	5年	1.0%	合わせて 12万円
内、バリアフリー改修工事費用	～200万円以下の部分まで	5年	2.0%	

※左表の住宅借入金等特別控除、またはその特例との選択適用ができます。

(6)住民税からの住宅借入金等特別控除制度の創設【市県民税】

平成18年末までに入居し平成19年以降も所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲により所得税が減額となり、所得税からの住宅ローン控除が減る場合は、翌年度（平成20年度）の市県民税（所得割額分）から控除できます。

○毎年「市町村住民税道県民税住宅借入金等特別控除申告書」の提出が必要になります。

平成19年分の申告期限 平成20年3月17日 ※申告用紙は市役所税務課窓口・税務署窓口にございます。

○住宅借入金等特別控除申告書の提出方法	
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市役所へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

◆問い合わせ先 二本松税務署 個人課税部門 ☎22-1193
本宮市役所 税務課 市民税係 (☎内線164・165)
白沢総合支所 地域振興課 税務係 (☎内線510)

申告の準備はお早めに

期間：2月8日(金)～3月17日(月) ※土・日・祝日を除く

◎申告会場は下記のとおりです。(会場が分かれます。)

注意！ 申告会場を間違えると受付ができませんので、ご確認のうえおいでください。

受付時間 午前の部 午前9時～11時30分
午後の部 午後1時～4時30分



平成20年1月1日現在の住所登録地が、
本宮・青田・荒井・仁井田・高木・岩根・関下地区の方は
申告会場が、
本宮市役所2階会議室 となります。

平成20年1月1日現在の住所登録地が、
和田・糠沢・白岩・長屋・稲沢・松沢地区の方は
申告会場が、
白沢総合支所2階会議室 となります。

平成19年分所得の所得税や平成20年度市県民税、国民健康保険税の申告時期が間近になりました。申告の必要な方は、1月下旬に各戸へ配布する「申告受付日程表」をご確認のうえ、各地区の指定日時に申告会場へおいでください。

なお、二本松税務署で申告される方は、申告書作成会場が福島県男女共生センター（二本松市郭内1-196-1、二本松北小学校向かい）となりますので、ご注意ください。

申告のお知らせについては、市のホームページにも掲載しています。http://www.city.motomiya.lg.jp/

対象者	申告に必要なもの
①営業や農業などの事業所得がある方 ②公的年金等の所得のみで、各種控除を受けるなど確定申告が必要な方 ③不動産、利子、配当などの所得がある方 ④給与所得のある方で ・給与の収入金額が2,000万円を超える方 ・2カ所以上から給与の支払いを受けている方 ・平成19年中に退職し、その後就職しなかった方 ・年末調整をしていない方 ⑤土地や建物、山林などの譲渡所得があった方 ⑥国民健康保険に加入している方 ⑦ローンなどを利用してマイホームを取得した方 ⑧医療費控除、生命保険料控除などを受ける方	○印鑑（口座振替納税の方は金融機関届出印） ○預金通帳または口座番号のわかる書類 ○税務署から送付の申告用紙（税務署から送付のあった方） ○営業・農業・不動産貸付などの事業を営んでいる方は、収支内訳書、売上、仕入、経費などがわかる書類 ○勤務先などから発行される、源泉徴収票や支払証明書 ○医療費や、生命・地震（長期損害）保険料、寄付金、障がい者などの控除を受ける方は、その証明書や領収書 ○配偶者・扶養控除などを受ける方は、配偶者および扶養親族の所得がわかる源泉徴収票または支払証明書など ○国民健康保険税や国民年金保険料などの社会保険料控除を受ける方は、納入された保険料を確認できる領収書、または証明書

農業所得の申告をされる方へ	医療費控除を受けられる方へ
・簡易計算方式は平成18年分をもって廃止となりました。 今回から、収入金額と必要経費のわかる書類から科目ごとに1年間の集計を行い、所得を計算することとなります。 できる限り集計をしてからおいでください。	・自分や自分と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合に認められます。 ・控除額の計算式 （支払った医療費の額－保険金の補てん額） －（10万円か「合計所得額×5%」の少ない方の金額）＝控除額 ・医療費の控除額は、平成19年の1月から12月までに支払った分が該当となりますので、事前に領収書の日付の確認や、医療費の集計をしておいでください。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）を受けられる方へ
住宅ローンを利用して、住宅を新築（増改築・バリアフリー改修工事を含む）または建売住宅などを購入した場合、一定の要件を満たす方が該当します。 【申告の際に準備するもの】 ①建築工事の請負契約書（写）または建物売買契約書（写） ②住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 ③建物の登記簿謄本 ④住民票の写し ⑤源泉徴収票（原本） ⑥敷地を、建物と一括で購入または新築の前2年以内に購入したときなどは、敷地の売買契約書（写）や土地の登記簿謄本 ⑦増改築工事証明書（バリアフリー改修工事の場合） ※平成18年以前住宅ローン減税の、住民税からの住宅借入金等特別控除制度が創設されました。 詳しくは、9ページの「所得税・市県民税の申告内容が変わりました」中の（6）をご覧ください。